

恵庭市高等学校等入学準備金支給条例施行規則

平成27年3月6日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成27年条例第10号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(経済的理由がある者)

第3条 条例第2条第1項第3号に規定する入学準備金の支給を必要とする経済的理由がある者は、恵庭市就学援助制度の準要保護の認定の要件を満たしているものとする。

(教育委員会が特に必要と認める者)

第4条 条例第2条第2項に規定する教育委員会が特に必要と認める者は、高等学校等に入学する年度の前年度の3月1日において恵庭市に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 恵庭市立学校通学区域規則(昭和45年教委規則第1号)第3条ただし書の規定により市外の中学校に通学し、かつ、高等学校等に入学する年度の前年度に当該中学校を卒業する生徒を扶養している者

(2) 前号のほか、教育長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、恵庭市に住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記録されていない者を支給決定者とすることができる。

(申請の手続)

第5条 申請者は、在学している中学校の校長に対し、恵庭市高等学校等入学準備金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を受け付けた中学校の校長は、申請書に所定の事項を記入し、教育委員会に提出するものとする。

(決定の通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受け付けた場合は、当該申請内容を審査のうえ、入学準備金の支給を決定したときは恵庭市高等学校等入学準備金支給決定通知書(様式第2号)により、入学準備金の不支給を決定したときは恵庭市高等学校等入学準備金

不支給決定通知書(様式第3号)により、直ちに申請者に通知するものとする。

(取消しの通知)

第7条 条例第6条の規定により入学準備金の支給を取り消した場合は、恵庭市高等学校等入学準備金支給取消通知書(様式第4号)により、支給決定者に通知するものとする。

(返還の通知)

第8条 条例第7条の規定により支給決定者に入学準備金を返還させる場合は、恵庭市高等学校等入学準備金返還通知書(様式第5号)により、支給決定者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、入学準備金の支給について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

恵庭市高等学校等入学準備金支給申請書

恵庭市教育委員会教育長 様

生徒氏名	年 月 日生		
住所			
保護者氏名			
入学学校名			
振込先	(フリガナ) 口座名義人	()	普通・当座
	金融機関名	銀行 支店	口座番号(7桁)

恵庭市高等学校等入学準備金を支給されますよう申請します。

また、恵庭市高等学校等入学準備金の支給の審査のために、教育委員会が申請する世帯の住民基本台帳、市民税課税台帳等を閲覧することを承諾します。

年 月 日

保護者氏名 (印)

(中学校記入欄)

上記の生徒は、本校を卒業し 学校へ入学が決定していることを証明
します。

年 月 日

中学校長 (印)

様式第2号（第6条関係）

恵庭市高等学校等入学準備金支給決定通知書

（記号）

年 月 日

様

恵庭市教育委員会教育長 印

恵庭市高等学校等入学準備金の支給を決定しましたので通知します。

生徒氏名	年 月 日生
住 所	
保護者氏名	
入学準備金の額	
支給年月日	

様式第3号（第6条関係）

恵庭市高等学校等入学準備金不支給決定通知書

（記号）

年 月 日

様

恵庭市教育委員会教育長 印

恵庭市高等学校等入学準備金を支給しないことを決定しましたので通知します。

生徒氏名	年 月 日生
住所	
保護者氏名	
不支給の理由	

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、恵庭市教育委員会に対し、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に申し立てることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、不服を申し立てることができなくなります。
- 2 また、恵庭市を被告として（訴訟において恵庭市を代表する者は恵庭市教育委員会となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の不服申立てをした場合は、2の決定の取消しの訴えは、1の不服申立ての決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、1の不服申立ての決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、1の不服申立ての決定又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第7条関係）

恵庭市高等学校等入学準備金支給取消通知書

（記号）

年 月 日

様

恵庭市教育委員会教育長 印

年 月 日付 第 号をもって支給を決定した恵庭市高等学校等入学準備金について審査の結果、下記により支給の決定を取り消しましたので通知します。

記

取消しの理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、恵庭市教育委員会に対し、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に申し立てることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、不服を申し立てることができなくなります。
- 2 また、恵庭市を被告として（訴訟において恵庭市を代表する者は恵庭市教育委員会となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の不服申立てをした場合は、2の決定の取消しの訴えは、1の不服申立ての決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、1の不服申立ての決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、1の不服申立ての決定又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第8条関係）

恵庭市高等学校等入学準備金返還通知書

（記号）

年 月 日

様

恵庭市教育委員会教育長 印

年 月 日付で恵庭市高等学校等入学準備金支給条例に基づき支給した恵庭市高等学校等入学準備金を、下記の理由により速やかに返還するよう通知します。

生徒氏名	年 月 日生
住所	
保護者氏名	
入学準備金の額	
支給年月日	
返還理由	

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、恵庭市教育委員会に対し、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に申し立てることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、不服を申し立てることができなくなります。
- 2 また、恵庭市を被告として（訴訟において恵庭市を代表する者は恵庭市教育委員会となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。
- 3 不服がある場合は、上記1又は2のいずれも行うことができます。ただし、1の不服申立てをした場合は、2の決定の取消しの訴えは、1の不服申立ての決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、1の不服申立ての決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、1の不服申立ての決定又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができなくなります。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)